

## 長州藩編纂事業史 (其の一)

広田 暢久

### はじめに

「山口県文書館が所蔵するところの総数五万点に達する毛利家文庫史料は、それがどのような理由によって作成され、現在まで保存されて来たのか」という素朴な疑問に答えるのが、本稿の目的である。このような疑問は、私が山口県文書館の職員として採用された昭和三十五年から現在まで、常に抱き続けてきたものであり、今でも未解決の分野を残す生涯の研究テーマである。

私がこのような疑問を抱くようになった直接の契機は、私が文書館職員として採用される前年、即ち昭和三十四年に国立史料館主催の「近世文書取扱者講習会」に出席し、当時東大史料編纂所に勤務しておられた山口啓二氏の「近

世大名文書の分類」の講義を聞いたことによる。この講習会で山口氏は氏のてがけられた上杉家文書分類の実情について話され、「近世大名文書(藩庁文書)はその文書の作成された職座ごとに分類することが望ましい」と結論づけられた。私は氏のこの指摘は正しいと今でも思っているし、その通りでなければならぬと考えている。しかし、近世大名文書または藩庁文書といっても、その内容によつてはかなりの差異がみられることであり、その差異を無視して同一(基本的に)分類を適用することは無理な事態も生起する。

右のような、「近世大名文書の分類」の基本を適用しがたい文書の一つが、山口県文書館所蔵の「毛利家文庫」である。毛利家文庫は近世大名文書であり、藩庁文書であるが、なぜこの毛利家文庫において、「文書を作成した職座ごとに分類する」という分類の基本原則が適用できなかったのであろうか。毛利家文庫が藩庁文書である以上、それは藩庁内の職座で作成されたものであることは間違いない。そうであるならば、基本原則の適用ができぬはずはないと考えられる。しかし、毛利家文庫五万点の分類に、この基本原則はどうしても適用できないのである。ここに、私にとり生涯の研究テーマである「長州藩編纂事業史」執筆の意義があると思ひ、これを書く目的があるのではないかと考えている。それではなぜ、基本的分類の原則が適用できないのか?

毛利家文庫史料が、他の大名文書≡藩庁文書と大きく異なる特徴として、写本史料が圧倒的に多いことがあげられる。厳密に計算したことがないので断言はできないが、全体をみわたし約八割りが写本史料であり、原本史料ではない。私がこれまで接することのできた藩庁文書は、鳥取池田家文書・岡山池田家文書・広島浅野家文書・徳山毛利家文庫の四家であるが、これら四藩庁文書はほとんど大部分が原文書であり、写本文書は少ない。この四藩庁文書は「藩府各職座で作成されたものであり、各職座ごとに分類する」という分類の基本原則を適用することが可能である。

昭和四十七年秋、毛利家文庫の目録作成のために整理作業を始めた時、私は毛利家文書の分類は「文書が作成された各職座ごとに分類すべきであろう」と基本原則を強く主張した。しかしその時先輩から、「もっともな主張だが、毛利家文庫は各職座ごとに分類できる文書ではない」といわれ、なぜ職座ごとに分類できないかという理由の説明のないまま、自説を撤回せざるをえなかった。

その後約二十年を経過し、毛利家文庫目録も第五分冊まで刊行された。この間私は全体の五分の四に当る四分冊の刊行に直接関係し、かなり詳細に毛利家文庫を調査し研究する機会をもつことができた。従つて、昭和三十七年に私が主張した分類の基本原則に対し、現在の私は次のように答えるであろう。

- (1) 毛利家文庫史料が原本文書から構成された藩庁文書群であるならば、その主張通りの分類をする必要がある。
- (2) しかし、毛利家文庫は写本史料が大部分を占めている大へん特異な藩庁文書群である。
- (3) この史料は藩府各職座で作成されたものではなく、大部分がある一つの職座、即ち藩主直属の「御密用方」<sup>①</sup>で作成されたものである。

(4) 確かに各職座で作成された原文書も毛利家文庫中に存在するが、これらの原文書は御密用方が各職座から編纂物作成のための参考史料として、移管または借用したものである。

(5) このため、毛利家文書の分類については基本原則は適用できない。

(6) 毛利家文庫を基本原則に近く仮に分類するとすれば、御密用方が中心となり編纂した編纂物関係事業を調査し、その編纂物ごとにまとめる必要がある。

(7) しかし、(6)のような分類は編纂事業の調査不十分の現段階では不可能であり、差し当っては明治以降の毛利家伝統の分類を尊重し、解説をつけた目録を作成することが最善の策である。

右の回答の中に、私がなぜこのような「長州藩編纂事業史」を書くことを企図したかを、自ら書き記していると思

う。くりかえしていうと、毛利文庫は近世大名文書又は藩庁文書といっても、各職座の作成史料の集合体ではなく、一職座即ち「御密用方」の編纂収集史料であるため、御密用方の編纂事業の概略を知らなくては其の性格を把握することは困難である。そこで、私はこれから藩府編纂事業の軌跡をたどってみることにする。

註① 「もりのしげり」によると、御密用方は当役方に属し、

御内用掛と称した。

宝暦十三年に設置され、役座の職員は百石以下の大組士

② 毛利家の分類は基本が主題別分類であり、雲上・柳營・

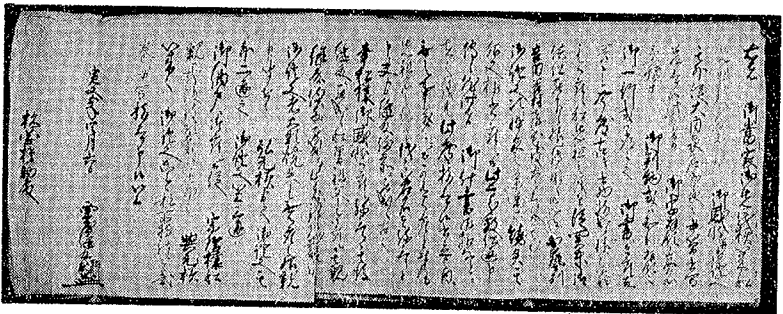
で、役料として毎月米七斗五升年銀二五〇匁が支給され

公統というように、文書の内容により八一の分類項目(中には職座分類もある)に分かれている。

る。役務は典古・儀式・系図などの取調べに当り、当初は

### 一 「寛文期御証文」の提出

毛利家文庫の中に「御什書」という項目があり、この「什書類」六番に「閥閥録差出原本」九八一冊がある。この文書の大部分は標題通りの閥閥録差出し原本であるが、この中に「異質の文書」八九冊(五六家分)が含まれている。この「異質の文書」と「閥閥録差出原本」は内容が類似しているため、これまで同一の文書として取り扱われてきたものである。しかし、この両者には明確な相違点が二点ある。その一点はこの「異質の文書」が寛文三〜五年(一六六三〜五)、藩府が藩士各家から杉岡権之助宛に提出させた家臣各家の什書写しであるのに対し、「閥閥録差出原本」は享保五年(一七二〇)および享保七年(一七二二)に家臣各家から提出させた同様の什書写しであり、明らかに差出年月が異なることである。第二点は「閥閥録差出原本」には文末に必ず歴代当主の略歴が記載されているが、前者にはこの記載がみられないことである。このため、私はこの異質の文書を「寛文期御証文」と呼ぶことにする。ではこの「寛文期御証文」はどのような目的で、藩府が各家臣に対して提出を命じたものであろうか。当時の法令



寛文期御証文 (栗屋縫殿助差出末尾分)

にはこれを示すものは見当らない。そこで、現存する「寛文期御証文」の文末をみると、どの家にも先祖伝来の御感状・御判物の写本を、なぜ提出するかという理由が書き加えられている。この文面は各家により異なるが、典例とみてよい栗屋縫殿家のものを次に紹介する。

右は御当家御先祖様以来、私先祖致頂戴候御感状并御証文、其外従大内家尼子家之書簡書写指上候、此外は御字拜領官名受領等之御判物、或は知行拜領之御一行、或は常々之御書にて御座候故閣申候、今度旧キ書物差出候様ニと御触にて御座候、私先祖之儀は、従関東御供仕罷下候様ニ伝承候、先年芸州吉田谷村居宅致炎上ニ付、其刻御証文次ニ倅家之系図等焼失、其後又様子なとニ有之儀共御座候て分散仕通申伝候、然時は御什書御控などニ有之儀共、此度指上ケ候書立之内ニ無之事多ニ可有御座と奉存候、先祖之名之儀は代々若名を弥三郎と申、夫より縫殿・備前ニ罷成候、右之幸松様御感状ニ御座候弥三郎、其後縫殿ニ罷成候、私曾祖父にて御座候、其親縫殿・備前ニ罷成候此者致頂戴候御証文は、大形焼失にて無御座之様ニ親申聞せ候、弘元様より之御証文、其外二通之御証文以上三通ハ、御納戸ニ御座候て、従宗瑞様私親丹後致拜預候、其外興元様以来之御証文、唯今私所持仕候を、式巻ニ書写指上ケ申候、以上

寛文五年四月六日

栗屋縫殿助(印・花押)

ここに書かれていることを簡条書きとすると、次のようになる。

(一)「毛利家の御先祖様から私の先祖が頂戴した御感状や御証文、さらに大内家や尼子家から頂戴した書状などの写しをつくり、今度それらを差し出すように」との御触があった。  
 (二)しかし、右のものの中でも一字書出シ・官途書出シ・受領書出シ・安堵状のような形式的なものは、提出を見合せ書き上げなかった。

(三)私の先祖は関東から毛利家に随従して西下したときいているが、安芸吉田に居住していた頃居宅が火災にあい、その時古文書・系図などを焼失した。

(四)その後も事情があつて古文書が分散することがあり、このため今回の差出し文書には脱漏が多いと考える。

(五)私の先祖は代々若名を弥三郎と称し、成人すると縫殿・備前を名乗っている。

(六)毛利幸松丸様の御感状に名のみえる弥三郎は後に縫殿となるが、これは私の曾祖父である。

(七)その親である縫殿・備前が頂戴した御証文は、大部分を火災で焼失した。

(八)弘元様から頂戴した御証文と外二通の文書は藩府の御納戸に納めてある。

(九)興元様以降の殿様から頂戴したのもや、輝元様から私の親が拝領したもので私が所持しているものを、写し二巻をつくり差し出すことにする。

このことから分るように、「寛文期御証文」は当時の藩主毛利綱広が家来に命令し、各家所持の御感状・御証文の写しを提出させたものである。提出する文書は毛利家が発給した文書を報告することが基本であるが、それだけではなく、大内・尼子家のような他家から支給された文書も併せて報告している。

ではこの御証文の提出先である杉岡権之助とは、当時どのような役職にいた人物であつたのか。役人帳を詳細に調べてみてもよく分らない。ただ四・五年後の寛文九年(一六六九)に、御宝蔵方頭人に任命されていることははっきりしている。御宝蔵はもともと萩城の天守閣内にあつたが、寛文五年(一六六五)に城内に新しく建築され、毛利家の宝物什書類は新設の御宝蔵に移管された。杉岡権之助はこの御宝蔵の新築・移管の実務担当者であつたと考えられる。このことから、毛利綱広が「寛文期御証文」の提出を、この時なぜ命じたかという事業目的が推察できる。それは御宝蔵新築に当り、毛利家の宝物什書類を移管すると共に、家臣団所持の什書類の写しを収集し、併せて御宝蔵の充実を計画したのではないだろうか。

次に、この「寛文期御証文」の形態と特徴を書き上げてみる。

(1)この文書は藩政初期文書に多くみられる継立物である。継立物とは半紙を継ぎ足して一枚の長い紙としたことからこの名があり、通常は折れ帖のように折りたたみ保存する。半紙一枚に文書一点を記載し、これを継ぎ足して一家一帖としているが、長い文書は一点で二〜三枚にわたり、全部で二十数枚のものもある。

(2)記載文書は御当家(毛利家)文書を先ず収録し、他家(大内家・尼子家その他)文書を次に記載する。文書の収録については年代順・発給者別でまとめるなどの考慮はせず、大まかに御当家と他家の区別がみられるだけである。

(3)すでに述べたように、奥書きとして文書提出の理由と伝来について書き記している。最後に年月日・差出人名の印・花押があり、宛名は杉岡権之助となっている。提出年月日は寛文五年四月がほとんどであるが、寛文三年のものも数家まじっている。

具体例を「天野九郎左衛門尉家御証文」で見ると、収録文書二七通のうち、御当家関係文書二四通、他家関係文書

三通である。御当家関係文書のうち、毛利元就文書一通、隆元文書二通、元就・輝元連署二通、輝元一五通、小早川隆景二通、吉川元春一通、小早川隆景・吉川元長連署一通であり、他家としては大内義興一通、義隆二通となっている。

- 註① 重書とも書き、家々に伝わる重要な文書のこと。  
② 寛文期に提出された御証文という意味でこの名を付ける。  
③ 毛利家文庫五七御什書三什書類6 閩閩録差出原本22番。  
④ 役人帳十ノ下。  
⑤ 「ものしげり」旧長藩役職一覽表参照。なお杉岡は元禄十五年に「吉田物語」一二冊を著述する。

## 二 閩閩録の編纂

毛利家文庫史料の中に「御意控」という分類項目がある。これは藩主が口頭で指示・通達・決裁したものを、当役<sup>①</sup>掌下の右筆が書き留めたもので、毛利文庫中に数少ない原本史料であり、四二三冊ある。この年代は元禄十年(一六九七)から明治元年(一八六八)まで、途中で若干の欠失年月があるものの、ほぼ連続して現存する。この中に、次のような藩主の口頭指示がみられる。

(其の一)

永田瀬兵衛

右御家来中致所持候御代々御判物、可被遊上覽申付候間、撰分被仰付候事

右享保五子六月十六日被仰付候事

(其の二)

今度御記録引合被仰付儀付て御用候間、從御先祖様被下置候御感状諸証文等所持之面々ハ、写仕可被差出候、若

有故致紛失候とも、家々にて申伝慥成儀におゐてハ、是又書付差出可被申候

付、他家より之証文書状之類たりとも、對御当家にて之儀有之候ハ、写差出可被申候

右いつれも於支配所証人取集、永田瀬兵衛方え可被差出候、尤追て御正判差出候ハ、引合候様被仰付候、写調様旁勝手次第瀬兵衛方え可被聞合候事

享保五子年七月七日 遠近方へ渡之

(其の三)

御目付中

右御家来中、御先祖様御証文所持之面々、写差出候様被仰付、右御用永田瀬兵衛相勤候、依之御正判引合之時分、為見届各方被差出候間、申談可被相勤候事

享保五子九月廿一日出羽源八へ申渡候様、桂主殿被仰渡候事

(其の四)

十月三日

遠近付

寺社与

同四日より七日迄

無給通以下

右兼て御沙汰有之候付、御証文写差出、尤御正判持参写ニ引合可被差出候、其節為檢分御目付衆被差出候事、右享保五年九月廿一日遠近方へ書付候て渡之

右四通の口頭指示は、いずれも享保五年の六月から九月にかけ、当時の藩主毛利吉元が発したものである。この四通はいずれも関連したものであり、この口頭指示により「閩閩録」の編纂事業が発足することになるが、この内容を

まとめると次のようになる。

- (1) 永田瀬兵衛は、家中の所持している文書類の選り分けの作業をなし、殿の上覧に供すること。
- (2) そのため、家中の者は毛利家から発給された文書の写本をつくり、永田瀬兵衛へ提出するように。たとえ原文書を紛失していても、下給されたことに間違いがないなら、その副本の写しを差し出すこと。
- (3) 毛利家以外の家からの文書類であっても、毛利家にかかわるものであれば、写本を提出すること。
- (4) 提出方法は組の証人が取りまとめて永田瀬兵衛方へ提出するが、写本作成は自分がよいと思う方法でせよ。
- (5) 永田瀬兵衛は提出写本の真偽を確認する作業をするか、この時御目付は輪番で立ち合うこと。
- (6) 文書提出者には遠近付・寺社組<sup>④</sup>・無給通<sup>⑤</sup>以下も含まれるので、もれないように。

このようにして、毛利吉元は家臣団全員から毛利家発給文書の提出を命じているが、ここで注目すべき要点が二つある。一点目はこの家臣所持文書の提出目的が、毛利吉元の「上覧」に供するためであることだ。藩主毛利吉元は「享保の改革」<sup>⑥</sup>を当時実施しているが、この改革を遂行するためには家臣団の把握が必要であり、そのためには家臣団の個々の家と毛利家との結び付きを知り、家臣団機構の体系化を意図したものであろう。二点目は、「寛文期御証文」提出と異なり、他家文書を意図的に排除していることである。このことは「他家より之証文書状之類たりとも、対御当家にて之儀有之候ハ、写差出可被申候」と、他家のものは毛利家に関係するならば提出せよという条件を付けていることである。これを具体的にみると、「寛文期御証文」でその一例として明示した天野九郎左衛門尉家を「閥閥録差出原本」と比較すると、前者にみられる大内家発給文書三通は後者では欠落している。

では、この毛利吉元の指示による家中からの文書写本の提出状況はどうであったか。「当職所日記」<sup>⑦</sup>にこの時代のものがあればこの事業経過が分るであろうが、残念ながらこの日記は元文四年(一七三九)以降のみで当時のものはない。従って、現存する「閥閥録差出原本」からこのことを推察する以外に方法がない。「閥閥録差出原本」は九八一冊あり、この中に「寛文期御証文」が八〇冊含まれているのでこれに差し引くと、残り九〇一冊がこの時提出されたものである。全冊のうち三五%が享保五年、六三%が享保七年、二%が享保八年の提出であるから、ほぼ三年間で全家が提出したことになり、この事業は当時としてはかなりのハイペースで実施されたと考えられる。

閥閥録編纂掛の頭人となった永田瀬兵衛は、寛文十一年(一六七二)七月生れであるから、享保五年(一七二〇)六月は満四八歳であった。永田家はもともと無給通りの下級士の家であり、瀬兵衛は三男であった。元禄十年(一六九七)二月、瀬兵衛二五歳の時に新規召抱えとなって一家を構えることができるようになり、手廻組に加えられた。採用時の彼の役は右筆役で、扶持方二人分・切米二石四斗であった。この後ながく江戸藩邸に勤務し、藩主の近辺で右筆を勤めた。右筆時の功績により、享保三年(一七一八)八月に大組に加えられた。またこの時、「御什書御用掛」<sup>⑧</sup>として藩主の系譜を作成する役を命ぜられている。彼がこの役についた時から、藩府における本格的な編纂事業が事実上発足することとなり、この役所が「御密用方」へと発展することになる。当時、瀬兵衛が歴史的考証学者として重用されたことは、これらの人事からも推案できることである。

家臣から提出された「閥閥録差出原本」を、永田瀬兵衛が「撰別」「引合」することになっているが、このことは実際にはどのような作業をなすことであろうか。私はこの作業を永田瀬兵衛が原本文書を点検し確認することだと考えている。瀬兵衛は提出された「閥閥録差出原本」を先ず下見し、疑問のある文書には付箋をつけておく。藩府は文書所蔵の家臣に対して日時を指定し、原文書を御用掛まで持参するように命ずる。そこで瀬兵衛は原本と写本をみくらべ、確認点検を済ませた写本には本人の署名捺印をさせる。この時、御目付がこの作業に立ち会うこととなる。この点検期は九月が原則であるが、勤務の都合でその前後の八月や十月に変更することは許される。



尾越五郎兵衛家 享保五年分 差出原録 閔閱録

以上のことは私が想像した「撰別」「引合」作業である。私がこのように考えた第一の理由は、享保五年提出の「閔閱録差出原本」の提出月日が九月中旬に集中しているからであり、しかも同一日付けのものが多くても数家にとどまっています、全体的に配分がとれているからである。もしも仮りに十月一日を提出締切り期限として九月中旬に差し出すようにとの通達であるなら、九月一日から月末まで、バランスよく各人が提出するとはとても考えられず、片寄った日に集中することもあるに違いない。このため、日時指定というような方法をとったのであろう。第二の理由は、差し出し写本の点検に御目付が監視するということは考えられないことで、御目付が監視するのは原文書を取り扱うための措置と考えられるからである。

このような家臣団所持の文書の写し提出は、享保六年(一七二二)にはその対象範囲が拡大された。「二十八冊御書付」に次のような沙汰書をみる事ができる。

(其の一) (御判物類写付出の事)

正月御規式事の席え、往古より被召出候儀ニ付て、御判物又は証拠ニ相成書状等所持仕候者有之候ハ、右写当月中を切、申出候様ことの事

右、在々寺社家并百姓中之御沙汰候様にとの御事候、左候て有無の段申出候ハ、那方へ御取揃、被差出候様にとの御事

(朱)「享保六年」

三月三日

(其の二)

一筆今啓達候、然は正月御規式事の席へ往古より被召出候儀ニ付て、御判物又は証拠ニ相成書状など所持仕候寺の儀ニ付、別紙御書付被差出候故、差廻入御被見候条、各様御宰判中其御沙汰候て、或ハ先祖又ハ自分の家筋ニ無之、脇筋の御判物ニても所持仕候者有之候ハ、差出候様にとの御事候条、可有其御沙汰候、左候て当月中有無之御届、郡奉行所被仰出候、尤右の類所持不仕御宰判も無之通可被仰出候、為此如是御座候、恐惶謹言

(朱)「享保六年」

三月三日

御代官中

(郡奉行) 林 三郎右衛門

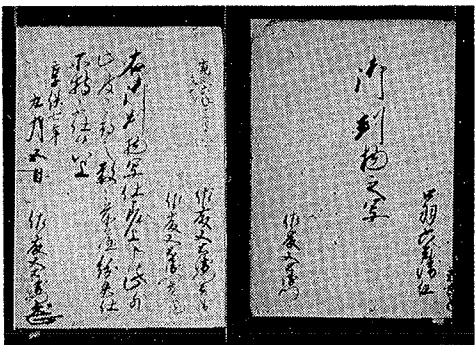
右二通の文書は、(其の一)が当職所から郡奉行宛の沙汰書なのであり、(其の二)は郡奉行の添状である。これをまとめると次のようになる。

- (1)昔から正月年始の式の時、殿様に御目見えを許される寺社家や百姓がいるが、この者達は御判物を所持していると考えられるので、該当者は文書の写しをつくり、今月中(享保六年三月)に差し出すようにせよ。
- (2)右のことは、御目見えの許されている寺社家や百姓中に必ず伝えるようにせよ。その者達の文書所有の有る無しを確認の上、文書の写本は郡奉行所で一括して提出すること。

(3)代官は責任をもって右の沙汰を伝えなければならぬが、文書所持者は自分の家筋の文書だけでなく、分家や別家のものであっても、文書を所持しているなら写本を提出すること。

このことから、永田瀬兵衛のもとで行われていた御判物調査は家中だけではなく、寺社家や百姓まで調査対象が拡大されたことが分る。この後家中と同様に、原文書の点検が永田瀬兵衛のもとで実施されたことであろう。

享保七年(一七二二)、家中の文書未提出者及び報告もれ文書所有者に対し、再度の提出要請があったと考えられ、



関関録差出原本享保7年分（佐藤又右衛門家）

「関関録」は享保十一年に完成するが、永田瀬兵衛はこの功により享保十一年十二月十一日に、左のような賞与を拝領したことが「諸事小々控」<sup>①</sup>に出ている。

関関録永田瀬兵衛え編集被仰付、御宝蔵被納置候事

但、右ハ御家来中所持之御感状其外他家之証文等之写ニて候事

一御什書御引合ニ相成儀ニ付て、御家来中所持之御感状等、其外他家之証文ニても、御当家え対して之証文等、先祖より所持之分写可被仰付との御事ニて、尤享保五子年此御用永田瀬兵衛え被仰付候、御家来中末々迄触流相成、追々瀬兵衛え差出候付写取編集いたし、享保十一丙午年ニ至て全部相調、春・夏・秋・冬之部分ニして

四箱出来いたし、関関録と銘書被仰付之、御宝蔵え被納置候事

一永田瀬兵衛事、近年右御用其外御什書之儀ニ付、別て遂苦勞候、

同年十二月十五日被成御意、銀子三枚拝領被仰付候、於御用所桂主殿

申間候、尤瀬兵衛え暮々御心付有之事候へ共、各別右之通候事

この記録の要点をまとめると、次のようになる。

(1) 享保五年、永田瀬兵衛に関関録編纂が命ぜられた。

(2) 「関関録」の内容は家中の所持している御感状と他家からの証文等である。

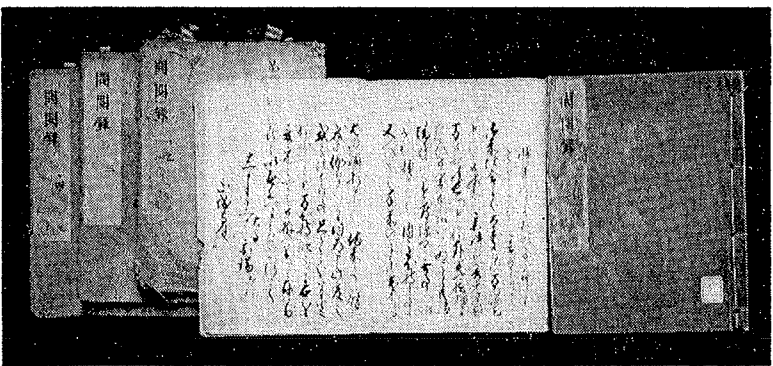
(3) 同書は享保十一年に編纂が完了し、四箱に分散して御宝蔵に収納した。

(4) 「関関録」との命名をしたのは藩主毛利吉元である。

(5) 永田瀬兵衛はこの功勞により、享保十一年十二月十五日は銀子三枚を拝領した。

右のことから、「関関録」の名が享保十一年編纂事業完了後、藩主毛利吉元によって命名されたことが分る。また吉元上覧後、御宝蔵へ四箱に分けて収納されたことも分り、この事業が「寛文期御証文」の継続事業であったことも判明する。

この「関関録差出原本」と上覧・収納本「関関録」とを比較すると、内容において差異を見出すことはできない。両者をすべてつき合せたわけではな



関関録原本（上質・収納分）



いが、私が任意に選んだ十家において、両者には差違がなかった。ただ両者に小さな相違が二点ある。第一の相違点は「閥閥録差出原本」には収載文書の形態記入、即ち折紙とか切紙とかの記入がみられるが、編纂された閥閥録にはその記入がみられないこと。第二点は前者には最後に提出者の差出年月日・氏名・花押があるが、後者にはそれがないことである。永田瀬兵衛の手により閥閥録という大部な編纂事業は、七か年の歳月をかけ完成をみたのである。

註① 江戸当職ともいい、藩主の身边に常にいて藩主の相談に  
 応ずる。藩主の決裁はこの役を経由する。

② 馬廻りともいい、藩主身边警衛のための特別の階級。

③ 本稿では「閥閥録」としたが、山口県文書館発行の分は  
 これに藩名を付け、「萩藩閥閥録」としている。

④ 儒者・医師・書画家などの技芸をもって仕えるもの階級  
 で、寺社奉行の管下にある。

⑤ 大組よりさらに下の階級で、知行地をもたない下級士。

⑥ 「御改道御改革」と天保期の書に書かれている。

⑦ 毛利家文庫一九日記22番。

⑧ 永錫難老(貴重本)。

⑨ 毛利家文庫一〇諸役31番「秘局官員録」。

⑩ 毛利家文庫四〇法令135番「諸御書付二十八冊」、  
 「山口県史料近世編法令上」収録。

⑪ 毛利家文庫三一小々控八「諸事小々控」五三―二二。